

令和4年度公益財団法人砺波市農業公社事業計画

このほど、改正農地バンク法の施行に伴い、砺波市農業公社が実施している農地利用集積円滑化事業については、富山県農林水産公社が実施している農地中間管理事業へ令和3年度末で一括承継の手続きを進めている。

この農地利用集積円滑化事業は、本農業公社の事業量の大半を占めており、収益が大きく減収することから、公社事業のあり方について、これまで、何回も事務レベルで検討してきたところである。

本年度は、公社事業のあり方を踏まえ、引き続き検討しながら、効率的な事業運営に努める。

《公益目的事業内容》

1 農地利用集積円滑化の推進に関する事業

(1) 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）

- ・※1 農地所有者代理事業については、契約期間が令和4年度末で満了となることから富山県農林水産公社が実施する農地中間管理事業や利用権設定等促進事業へ斡旋する。
※1 農地所有者代理事業とは、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して貸し付け等を行う事業
- (※2 農地売買等事業は、令和3年度末で農地中間管理事業と統合一体化され完全移行を図った。 ※2 農地売買等事業とは、農用地等を借り受けて、当該農用地等の貸し付け等を行う事業)

2 地域特産物の開発及び流通に関する事業

(1) チューリップ球根の生産振興

球根専用機械による基幹作業受託及び貸出事業

- ・球根専用機械の貸出を行いながら、引き続き、今後の球根専用機械のあり方について、砺波市球根組合と課題の調整を図る。

(2) 特産品の生産振興

- ・「※3 特別栽培米 散居のかおり」については、散居のかおり愛好会会員への注文販売を行う。今後の取扱いについては、となみ野農業協同組合が「となみ野米（JA）」等へ転換して、注文販売を行う方向で調整していく。

※3 特別栽培米とは化学合成農薬、化学肥料を慣行の5割以上減らして栽培された米

(3) 地域特産物の流通販売対策

- ・おいしい米の産地としてとなみ野米の評価を広めるため、となみ野農業協同組合と連携し、情報発信に努める。

3 都市と農村の交流活性化に関する事業

砺波の農業、砺波の特徴ある散居村や特産品をPRし、都市在住の消費者との交流を図る。

(1) 農業体験ツアーの実施

農業体験ツアーについては、となみ野農業協同組合が主体となり、本公社と連携し実施する。

- ・田植え体験ツアー : 令和4年5月中旬

- (内容) 手植えによる田植え、田植え機試乗等
- ・ 稲刈り体験ツアー : 令和4年9月中旬
- (内容) 手刈りによる稲刈り、コンバイン試乗等
- (2) チューリップファン倶楽部フラワー体験の実施
- ・ フLOWER体験ツアー : 令和4年4月23日～24日
- (内容) チューリップフェア見学、花摘み体験等
- ・ 令和5年以降は、富山県花卉球根農業協同組合が実施する方向で調整中。
- (3) 市街地周辺農地の活用
- ・ 農業委員会と連携し市街地周辺における未耕作地の情報提供等を行う。

4 担い手の育成に関する事業

- (1) 担い手育成支援事業
- ・ 青年農業士、集落営農組織の育成に対する研修会への協力（砺波市担い手育成総合支援協議会との連携）
- ・ 県主催の農業簿記相談会等への斡旋

5 農業情報の集発信に関する事業

- ・ 当公社ホームページで農業公社の取り組みや市の特産物等を積極的に紹介し、販売促進に努める。
- ・ 広報「農業公社だより」を発行する。

6 その他

- ・ 農業関係イベントへの協力
- ・ 市農業まつり、ゆずまつりへの協力
- ・ 公社事業の今後のあり方について検討（継続）